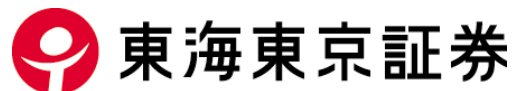


相続の基礎 ～ 「相続」を学ぼう!! ～ 効果的な生前贈与の仕方



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年2月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。
具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

効果的な生前贈与①

【生前贈与しなかった場合① と 子2名へ5年間生前贈与した場合②
その後相続が発生した場合の納税負担の比較】

条件…相続財産：2億円、相続人：子2名

【父親】



①

贈与なし

相続財産
2億円

納税負担額 3,340万円

贈与税	0万円
相続税	3,340万円
合計	3,340万円

生前贈与

【子】



【子】



②

子2名 各々へ
毎年100万円×5年間

贈与財産 1,000万円

相続財産
1.9億円

納税負担額 3,040万円

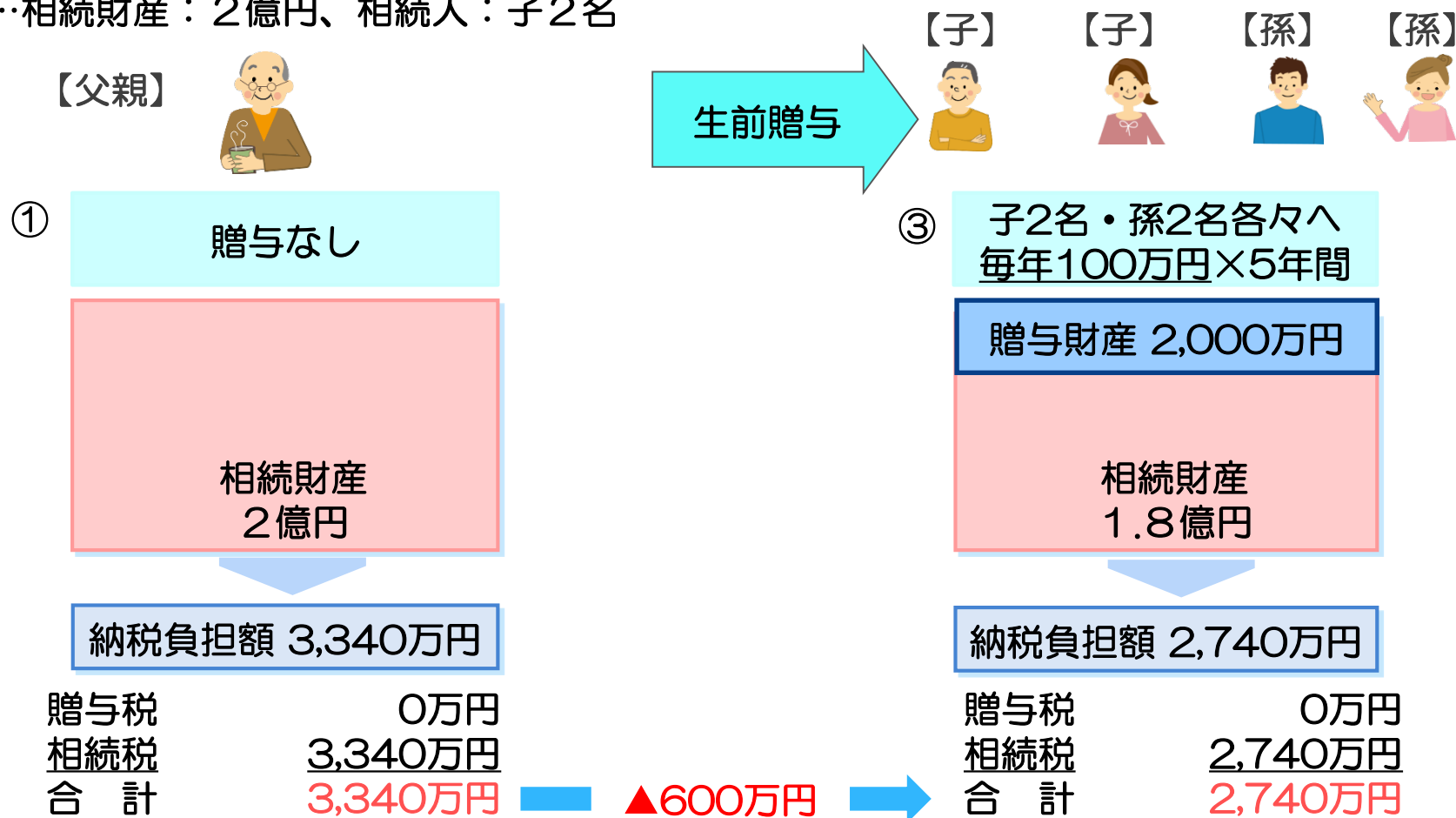
贈与税	0万円
相続税	3,040万円
合計	3,040万円

▲300万円

効果的な生前贈与②

【さらに・・・子2名と孫2名の合計4名に5年間、生前贈与した場合③
その後相続が発生した場合の納税負担の比較】

条件…相続財産：2億円、相続人：子2名



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年2月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

効果的な生前贈与③

効果的な贈与金額の把握は、相続税の負担率（税率） > 贈与税の負担率（税率）

【例】相続財産：2億円、相続人：子2名 子へ200万円を贈与した場合

◆ 予想相続税額と適用税率

相続財産2億円	－	基礎控除4,200万円	=	1億5,800万円
子1名7,900万円	×	適用税率 30%	－	700万円 = 1,670万円
子1名7,900万円	×	適用税率 30%	－	700万円 = 1,670万円
			〔相続税額〕	<u>3,340万円</u> （負担率：16.7%）

◆ 贈与税額と適用税率

贈与財産	200万円	－	基礎控除110万円	=	90万円
基礎控除後	90万円	×	適用税率 10%	=	<u>9万円</u> （負担率：4.5%）

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。
金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 ： 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 1 4 0 号

加 入 協 会 ： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会